

たはらエコ・ガーデンシティ地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 たはらエコ・ガーデンシティ構想を推進し、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第40条の規定による地球温暖化対策地域協議会として、それぞれの主体が積極的に取り組むとともに、連携を図りながらゼロカーボンの推進に寄与するため、たはらエコ・ガーデンシティ地域協議会(以下「地域協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 地域協議会は、計画に定めるエネルギー消費量削減及び温室効果ガス削減目標を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) たはらエコ・ガーデンシティ推進計画実現の推進に関すること
- (2) 田原市内全域にわたるエネルギー消費量及び温室効果ガスの排出抑制等に関し必要な措置について協議すること
- (3) 地域協議会の構成員の地球温暖化対策の支援に関すること
- (4) 情報交換及び普及啓発に関すること
- (5) その他地域協議会の目的達成のために必要な事項

(組織)

第3条 地域協議会は、地域協議会の目的に賛同する市民、市民活動団体、事業者及び市の機関等で構成する。

- 2 構成員のほかにオブザーバーを置くことができる。
- 3 地域協議会の目的を達成するため、活動部会を設置する。

(役員)

第4条 地域協議会に会長1名、副会長2名、部会長及び副部会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長の指名により委員の中から選出する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。
- 5 部会長及び副部会長は、それぞれの部会で選出する。

(任期)

第5条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときはこれを補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は、定例会、役員会及び活動部会とする。

- 2 会議は、会長が招集し、必要に応じて開催する
- 3 定例会は、第2条に掲げる事項について協議するほか、次に掲げる事項を審議決定す

- る。
- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (4) その他前各号に準ずる重要事項
- 4 定例会の議事は、出席者の過半数の同意により決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
 - 5 会議は、必要に応じて地域協議会委員以外の者も出席することができる。
 - 6 役員会は、定例会の事前調整を行う。
 - 7 活動部会は、部会長が招集し、事業活動の実施運営について協議する。

(事業年度)

第7条 地域協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第8条 地域協議会に関する庶務は、田原市役所市民環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成17年2月8日から施行する。
- 2 地域協議会の最初の事業年度は、第8条の規定にかかわらず、平成17年2月8日から平成17年3月31日とする。

附 則

この要綱は平成18年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年5月17日から施行する。